

埼玉県看護協会「まちの保健室」事業実施要綱

はじめに

少子・超高齢化社会において、生活の視点を軸に医療活動のできる看護職の役割は、非常に大きいと考える。日本看護協会が提言した看護の将来ビジョンである「いのち、暮らし、尊厳を守る看護」を継承するためにも、看護職が働いているあらゆる場、または、生活しているそれぞれの場において看護活動を提供し、今後の地域医療の一助となることが必須である。

「まちの保健室」事業は、本会の重点事業である「県民への健康づくり支援」の一環として、地域住民の抱える健康問題のみならず、各世代でのそれぞれの悩み、また、少子社会で起こりうる子育ての悩み等に対応し、対象者とともに考えていくことからスタートする。また、「まちの保健室」開設を機に、地域特性を掴み、隣接している西区役所と連携を図りながら、地域の医療・保健・福祉活動に参画していきたいと考える。この要綱は、埼玉県看護協会（以下、「本協会」とする。）が計画する「まちの保健室」事業の運用に必要な事項を定める。

1. 目的

埼玉県民の医療・保健・福祉等の問題や悩みの相談について、看護職としての役割を発揮し、心身の健康保持とよりよい日常生活が過ごせることを共に考える。

2. 活動内容

- 1) 各市町村・保健所・保健センターとの連携を図り、地域支援活動に参画する。
- 2) 埼玉県看護協会支部における看護デーで実施する健康相談に参画する。
- 3) 研修等の企画・運営・評価。

3. 対象者

埼玉県民

4. 相談日・開催場所

- 1) 埼玉県看護協会研修センター 「まちの保健室」
1回/月 原則第1土曜日 9:30 ~ 12:30
- 2) 看護の日・各支部行事日：1回/年 5月12日（看護の日）前後。

5. 相談員の要件

相談員：埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員運用細則に準ずる。

6. 相談員報酬

報酬：埼玉県看護協会規定による。

7. 「まちの保健室」事業実施要綱の改正は、常務理事会に諮り承認を得る。

付則

この要綱は2019年3月1日から施行する。